

総合評価

受診施設名	昭光保育園	施設種別	保育所
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

平成 20 年 6 月 24 日

総 評

昭和15年に創立、宗教法人としての運営を経て、平成16年から社会福祉法人として認可・運営されている貴園は、創設当初からの仏教保育の理念が穏やかに引き継がれ、現在の保育現場の実践場面においても適切に表現されています。それは、園の教育方針の中にある保育の目標「ありがたいのいえる子ども」にも明記されており、手を合わせ感謝の心をもつことを日々の実践とされている保育士の方々の姿勢からも伺うことができました。

園の向かい側にあるお寺の住職を兼務する園長の保育にかける信念や豊かな保育実践は、現在の昭光保育園の礎となり園全体の運営体制に反映されています。「背中では子どもの声を聞け」との自らの実践とリーダーシップが園内の随所に発揮されており、園庭や建物内には光や風、ぬくもりや自然を感じさせる工夫がさまざまにめぐらされていました。危険だからと除外するだけではなく「地面」と「岩」のメリハリが意図的に施され、水と土を泥んこになりながら体感することを許容するゆとりのある場面設定がなされる等、子ども一人ひとりの特性・関心・感性・成長を育もうとする思いに溢れていました。

地域の保育環境・保育ニーズ・経営状況なども適切に把握されており、地域組織の役員・役職を園長が担われ、関係機関や諸団体との連携や連帯もゆるやかに行なわれています。

今回、第三者評価の受診にあたっては、舞鶴市域における保育のリーダー的役割と責務であるとの認識から先駆的に取り組まれたものと考えています。しかし、今回の第三者評価事業において事前に行なわれた自己評価は、全体的に厳しい、過小評価となっています。評価項目の読み込みにも苦慮されたものと拝察しますが、事前の自己評価に対する取り組み不足感があります。「自己評価」と「第三者評価」の結果に開きがありますが、第一義的には、自己認識と自己評価の中で保育サービスの質の向上に向けた取り組みを大切にしたい、と考えます。今回の結果の如何にかかわらず、自己認識・自己評価により、さらに充実した保育サービスの向上に向けた保育実践を期待します。

また、前述のとおり園長をはじめ管理者・保育士・社会福祉士・栄養士・調理士等が一丸となって現在の保育の質が確保され実践されていることは高く評価できますが、保育の質や実践を裏づけ普遍化させるためのシステム作りやマニュアル化、文書化が不十分であり一層の努力と工夫が求められます。一定期間スーパーバイザーを置き、包括的に整備を進めていくのも有効な手段だと考えます。

今後も、現場実践だけに依拠することのないよう、地域のネットワークやスーパービジョンの形成を図りながら、保育サービスの質の向上に向けたシステムづくり・マニュアル化・整備等にもより一層注力され、持続可能な保育実践の取り組みを期待します。

<p>特に良かった点(※)</p>	<p>I－1－(1) 理念・基本方針が確立されている 園としての保育理念・保育方針が明文化されており、園としての教育方針が保育士にもしっかりと周知されている。保育理念が保育実践を行ううえでの行動指針、行動規範として根付いている。月1回行われる職員会議等でも確認が行われ、保育士の深い理解につなげられる取り組みが継続されている。</p> <p>II－4－(3) 地域の福祉向上のための取組み 延長保育の実施、地域子育て支援センターの運営、地域老人とのつどい、一時保育サービスの各民間保育所の受入れについて毎月把握し事業を行う等、地域のニーズや子育てニーズの把握に努め、具体的な事業展開が行われている。</p> <p>付加基準 A－1－(3) 保育環境 園舎が、自然を基調に建設されている。特に、内装に間伐材の使用や土壁を取り入れ、子どもの健康面と地球温暖化につながる環境面が配慮されている。また、園庭には石や木の根があり、木々の作り出す木陰で涼をとるなど、自然の中で子どもの発達を育む実践がされている。こうした保育環境を整えている点は、高く評価される。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>I－3－(1) 管理者の責任が明確にされている 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みとして一定研修会への参加等も行われているが、法令のリスト化・マニュアルの整備は不完全である。職員全員が常に認識し、対応できような取り組みが必要である。</p> <p>III－2－(2) 個々のサービスの標準的な実施方法の確立 園として、個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されていない。今後の課題とされているが、標準的な実施方法を規定することは保育水準を担保するうえで大変重要であると考えられるので、組織的見直しや評価方法を一体化させて、急ぎ取り組む必要がある。</p> <p>付加基準 A－2－(1) 入所児童の保護者の育児支援 虐待が疑われる事案について、園として保護者の悩みや問題を引き出し、保護者の気付きを促すことにより解決に至ったケースがあるなど、一定の成果を上げている。しかし、虐待については様々なケースが想定され、専門機関に委ねることが必要な場合も多く存在する。園として、統一したマニュアル策定と児童相談所等への連絡方法の基準を整備することが求められる。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【共通評価基準】

評価結果対比シート

受診施設名	昭光保育園
施設種別	保育所
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク一期一会
訪問調査日	2008年5月30日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-1(1) 理念、基本方針が確立されている。	① 理念が明文化されている。	A	A
		② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A	A
	I-1-1(2) 理念、基本方針が周知されている。	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A	A
		② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	C	B
I-2 計画の策定	I-2-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期計画が策定されている。		
		② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C	A
	I-2-1(2) 計画が適切に策定されている。	① 計画の策定が組織的に行われている。	C	B
		② 計画が職員や利用者等に周知されている。	B	B
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	I-3-1(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B	B
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B	B
	I-3-1(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮して	B	B
		② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A	A
[自由記述欄]				
I-1	保育理念・保育目標が「園の教育方針」として、パンフレットに明記されており、入園時等に配布周知されている。理念・基本方針に関しては、毎月の職員会議の中で職員に対して説明・意見交換等がなされており、利用者(保護者)に対しては園だよりで月別保育目標が示されている。周知に関しては、さらなる工夫が求められる。			
I-2	事業計画が策定されていることを確認し、策定の過程において職員の意見等も反映されている様子を伺うことができた。利用者(保護者)に対する周知は不十分である。			
I-3	管理者自らの役割と責任に関して表明はされているが、職務分掌等の文書化が不十分である。また、遵守すべき法令等のリスト化、マニュアル等の整備が求められる。			

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
II-1 経営状況の把握	II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B	A
		② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。		
		③ 外部監査が実施されている。		
II-2 人材の確保・養成	II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B	B
		② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C	※C
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	C	B
		② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	C	A
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	C	B
		② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	C	B
		③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	C	B
	II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。	① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	A	A
② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。		C	B	
II-3 安全管理	II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。	① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	C	B
		② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	C	B
II-4 地域との交流と連携	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	C	B
		② 事業所が有する機能を地域に還元している。	B	B
		③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	C	B
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 必要な社会資源を明確にしている。	C	C
		② 関係機関等との連携が適切に行われている。	C	A
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A	A
② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。		A	A	

【自由記述欄】

II-2	(1) ※人事考課は行われていないので、Cとしているが当評価機関としては非該当が適切であると考え。
	(2) 職員の就業状況への配慮について、有給消化や労働状況が一定把握されており、職員の意向や意見が聞き取られている。評価・分析・反映に関するシステムは確認できなかった。福利厚生事業としては、共済会に加盟している状況が確認できた。
	(3) 職員研修は、組織として積極的に取り組まれているが、研修計画や計画に対する評価・見直しに関する文書化が不十分である。また、研修成果報告は適切におこなわれているが、研修内容やカリキュラムの見直しが求められる。
II-3	緊急時の対応等、安全確保の体制が一定確認できた。遊具の点検や防災点検記録も確認できた。
II-4	(1) 地域とのかかわりやボランティアの受け入れ体制について、園としての前向きな姿勢が見受けられるが、それぞれに対する基本方針や考え方が明文化されておらず、マニュアルの整備等についても工夫が求められる。
	(2) ② 園長自身が、地域の役員・役職を担い、関係機関との連携が図られている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果		
			自己評価	第三者評価	
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	C	A	
		② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	C	A	
	Ⅲ-1-(2) 利用者の満足度の向上に努めている。	① 利用者満足の向上に意図した仕組みを整備している。	C	B	
		② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	C	A	
	Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	C	B	
		② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	C	A	
		③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	C	A	
	Ⅲ-2 サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	C	A
			② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	C	B
③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。			C	B	
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	C	C	
		② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C	C	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	B	A	
		② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	C	B	
		③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A	A	
Ⅲ-3 サービスの開始・継続		Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	B	B
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。		A	A	
	Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B	A	
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定	Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。	① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	C	A	
		② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	A	A	
	Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	① サービス実施計画を適切に策定している。	A	A	
		② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B	A	

【自由記述欄】

Ⅲ-1	(1) 園の教育方針に基づいて、自然との融合、のびのびとした保育環境、適度な管理体制のもと一人ひとりが尊重されるような保育実践がなされている。性差やプライバシーに関しても配慮されており、秘密保持に関する規程も確認した。
	(2) 行事に対する評価を行なう等、利用者(保護者)に対する意向調査が行なわれている。
	(3) 意見箱を設ける等、保護者の声を聞き取る仕組みがあり、意見→検討→反映に至った具体的な事例も確認できた。また、苦情解決の体制および仕組みも一定整理されているが、法的判断に至るケースを想定する等、システムとしての精度を上げる必要がある。
Ⅲ-2	(1) 月1回の職員会議等の定例化された会議の場で、保育の質の向上や改善に向けた取り組みが行なわれている。
	(2) 標準的なサービスの実施方法は文書化されておらず、今後の課題としている。
	(3) 利用者に関する記録の管理体制は一定確立されているが、情報開示に関する規程が整備されていない。気になる子どもの様子や状況は、主任に伝え全職員に共有される等、利用者の状況を共有化できる体制が整えられている。
Ⅲ-3	(1) パンフレットの作成や開架、見学や体験利用等の希望には応じているが、ホームページは作成されていない。
Ⅲ-4	(1) 園として定められた手順により、身体状況や生活状況のアセスメントが適切に行なわれていることを書類で確認した。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【付加基準】 評価結果対比シート 保育所

受診施設名	昭光保育園
施設種別	保育所
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク一期一会
訪問調査日	2008年5月30日

【付加基準】保育所版 評価結果対比シート

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A-1 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている	A	A
		② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している	A	A
	(2)健康管理・食事	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	B	A
		② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	B	A
		③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	A	A
		④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している	非該当	非該当
		⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている	A	A
		⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている	B	A
		⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	A	A
		⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行なっている	A	A

【自由記述欄】

A-1	(1) 保育理念・保育目標に基づき、月ごとの保育方針、クラス毎の指導計画が立案、実施がされている。また、特に個別指導が必要な園児は、クラス、年齢を超えて職員が指導方針を共有して、統一した指導がなされている。指導計画は、月ごとに評価がされ、次月の計画に反映されている。
	(2) 年2回の健康診断のほか、歯科検診も早くから導入して、子どもの健康管理に積極的に取り組んでいる。特に、歯科については、定期的に歯科衛生士による歯磨き指導など、虫歯予防への取り組みは評価される。食事については、地元舞鶴の食材を多く取り入れ、子どもが苦手な食材も絵での説明、食べやすく調理することで、栄養のバランスを図っている。また、アレルギー疾患の子どもで除去食が必要な場合には、囁託医等の指示のもと個別に適切な対応がされている。また、ほかの子どもの献立と変わらないよう見た目にも配慮するなど、細やかな対応は評価される。

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A-1 子どもの発達援助	(3)保育環境	① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している	A	A
		② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行なっている	A	A
	(4)保育内容	① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	A	A
		② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	A	A
		③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	A	A
		④ 身近な自然や社会とかがわかるような取り組みがなされている	A	A
		⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている	B	A

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A-1 子どもの発達援助		⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している	A	A
		⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している	A	A
		⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している	A	A
		⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	A	A
		⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	A	A
		⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる	A	A

[自由記述欄]	
A-1	(3) 園舎は自然を基調に建設されている。特に、内装に間伐材の使用や土壁を取り入れ、子どもの健康面と地球温暖化につながる環境面に配慮がされている。また、園庭には石や木の根があり、木々の作り出す木陰で涼をとるなど、自然の中で子どもの発達を育む実践がされている。こうした保育環境を整えている点は、高く評価される。
	(4) 遊具などの与え方に工夫をし、子どもたちの自主性を育むことができるよう工夫がされている。通常保育と長時間保育とのメリハリをつけ、長時間保育の子どもたちには家庭に帰ったような安堵感を得られるよう配慮がされている。こうした取り組みは高く評価される。障害児保育については、現在は対象児がいないが、過去には子どもたちの中で一緒に生活ができるよう、職員が一丸となり取り組んでいたことを確認した。

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	(1) 入所児童の保護者の育児支援	① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行なっている	A	A
		② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	A	A
		③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	A	A
		④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている	B	B
		⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている	A	A
	(2) 一時保育	① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	A	A
A-3 安全・事故防止	(1) 安全・事故防止	① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	A	A
		② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている	A	A
		③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている	非該当	非該当
		④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	非該当	非該当
		⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	非該当	非該当

[自由記述欄]	
A-2	常に、事務所には管理的立場の事務長、主任のいずれかが待機しており、保護者からの相談や面談に対応できる環境が整っている。虐待が疑われる事案について、園として保護者の悩みや問題を引き出し、保護者の気付きを促すことにより解決に至ったケースなど、一定の成果を上げていた。しかし、虐待については様々なケースが想定され、専門機関に委ねることが必要な場合も多く存在する。園として、統一したマニュアル策定と児童相談所等への連絡方法の基準を整備することが求められる。
A-3	食中毒に関して、毎朝のミーティングで衛生管理の徹底を促すなど、意識した取り組みがなされている。